

令和元年7回寄居町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和元年7月25日(木)	
開催場所	寄居町役場 全員協議会室	
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後4時00分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後6時37分

委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	野澤明廣	出	11	内田平三	出
2	石澤清治	出	12	坂本和彦	出
3	八木秀雄	出		坂本規男	出
4	柴崎高志	出		柴崎徹	出
5	室岡重雄	出		加藤和明	出
6	新井一弘	出		須賀正光	出
7	小和瀬守	出		野口秀明	出
8	竹澤國雄	出		吉田一行	出
9	小野田房良	出		關谷利男	出
10	中嶋安男	出		小淵美喜夫	出

議事参与者

職員

局長 大野芳春  
 次長 清水周二  
 書記 加々美君代  
 書記 俊田和之

発言者	内容
事務局長 議長	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和元年第7回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>出席委員は全員ですので、定足数に達しており、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p> <p>令和元年第7回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、議案第53号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第3、議案第54号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について。</p> <p>日程第4、議案第55号から議案第62号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてですが、議案第57号は、申請人から取下げの願いがありましたため、今回の総会では審議いたしません。</p> <p>日程第5、議案第63号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>日程第6、議案第64号、農用地利用配分計画の案について。</p> <p>以上でございます。</p>
事務局長 議長	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは、中嶋安男委員と内田平三委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第53号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第53号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の1ページを御覧ください。</p> <p>農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p>
事務局 議長	<p>それでは、議案第53号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>小、中学校が近隣にあり、駅も近く、生活環境が整っていることから、長屋住宅としての需要が見込まれ、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第4条第6項第2号の非代替性、3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
内田委員	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>内田委員。</p> <p>7月21日に、私と石澤委員と野口委員の3名で現地を確認してまいりました。住宅地の中に囲まれた土地で、アパートを作る計画とのことですが、そういった目的に適しているのか</p>

発言者	内容
議長	<p>なと思い、3人とも意見が一致した次第であります。よろしくお願ひします。</p> <p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第53号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、举手をお願いいたします。</p> <p>(全員举手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第53号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>続きまして、日程第3、議案第54号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第54号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の2ページを御覧ください。</p> <p>農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきましては、過去に権利移動を伴う許可を得ている事業計画の変更の承認を求めるものです。</p> <p>それでは、議案第54号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>この議案第54号につきましては、この後に御審議いただきます議案第55号と関連があるものですが、(当初事業計画者)さんの自己用住宅敷地という当初の計画から、(継承者)さんの自己用住宅敷地とする内容の計画変更の承認を求めるものです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>なお、(当初事業計画者)さんが自己用住宅を建築した経緯はありませんが、1筆地目が変更されていることなどにより、今回の申請には、始末書が添付されております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>八木委員。</p>
八木委員	<p>54号議案については許可後の計画変更申請、55号議案については権利移転に関係することであります。こちらの2つについて関連があるということで、説明と一緒にさせていただければ幸いなのですが、よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>はい。</p>
八木委員	<p>それでは、7月22日月曜日の午後に、室岡会長並びに柴崎委員と3名で現地確認をいたしました。住宅地図でもわかるように、周囲は宅地化をされております。公図の斜線部のとおりに3筆からなる、いわゆる路地上の敷地となります。敷地内は、一部にネギなどが植わっている状況でございました。経過等がなかなかわからなかつたものですから、事務局に行きまして調べさせていただきました。経過等を踏まえてお話をします。昭和〇〇年に、(当初事業計画者)さんが農転を受けたものです。事務局の説明のとおり、(継承者)さんが自己用の住宅を建設するということで、同様の目的で権利を取得し事業を継承するという内容で、これ</p>

発言者	内容
	まして調べさせていただきました。経過等を踏まえてお話をします。昭和〇〇年に、(当初事業計画者)さんが農転を受けたものです。事務局の説明のとおり、(継承者)さんが自己用の住宅を建設するということで、同様の目的で権利を取得し事業を継承するという内容で、これが 54 号議案になります。それと 55 号議案についてはこの後の話になりますが、55 号議案の案内図を御覧いただければと思います。申請地は、斜線部分ということで、2 筆だけになっております。これについては、昭和〇〇年当時に、進入路になっている□□一□だけを宅地に地目変更して、隣地にお住まいの方が所有の△△一△と交換をしたということでございます。そういった経緯がありまして、2 筆が農地として残っています。若干申請の範囲とかがわかりづらかったですが、現地等に関しては以上のような内容で、問題ないと思われました。御審議をお願いします。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 54 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、举手をお願いいたします。 (全員举手)
議長	全員賛成ですので、議案第 54 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 続きまして、日程第 4、議案第 55 号から議案第 62 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第 55 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 3 ページを御覧ください。 まず 1 点訂正をお願いいたします。議案第 56 号の譲受人の住所の欄ですが、大字の後に(大字名)が抜けておりました。お手数ですが御記入をお願いいたします。申し訳ございません。 それでは、御説明に移らせていただきます。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第 55 号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 先ほどの議案第 54 号で御審議いただきました農地が、今回の申請地となります。申請地は、(譲渡人)さんの自己用住宅の計画がなくなり、農地のままでした。(譲受人)さんは現在、アパート暮らしをしており、手狭に感じていたため、自己用住宅の建築を計画していました。小、中学校が近くにあり閑静な環境であるため、自己用住宅には最適な場所ということで、計画変更と併せて、今回の申請に至ったとのことです。また、地目が農地でないため申請地ではありませんが、△△一△を住宅への進入路として利用する見込みです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。

発言者	内容
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。
八木委員	八木委員。 先ほどの説明のとおりです。
議長	他に御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 55 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、举手をお願いいたします。
	(全員举手)
議長	全員賛成ですので、議案第 55 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
	次に、議案第 56 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 56 号につきまして、御説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	(譲受人)さんは現在、アパート暮らしをしており、子どもが 3 人いて手狭になってきたため、自己用住宅の建築を計画していたそうです。周辺の土地も検討した結果、小、中学校が近く、駅も近いことから、今回の申請に至ったとのことです。
	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
	説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。
柴崎推進委員	柴崎委員。
	議案第 56 号について、現地確認の結果をお伝えいたします。この土地は、4 月の時に、西側の土地で集合住宅として申請がありまして、西側の境界に関しては、その時に既に確認がされておるところでございます。申請地東側に、通称馬入れと言われる 1.8 メートルの道路が存在するわけですが、現地で境界の確認が出来ず、町の建設課に赴きまして、南側の道路改良が行われた年に既に道路の位置は確定しており、測量図は保管されているとのことで、道路の位置は間違いございません。平成〇〇年に道路改良された、側溝まで含めますと 5 メートル以上の道路に面しております、宅地に変更されても他に影響がなく造成できる土地と見てまいりました。21 日と 22 日に現地確認をしてまいりましたので、御報告をいたします。
	以上です。
議長	他に御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 56 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、举手をお願いいたします。
	(全員举手)
議長	全員賛成ですので、議案第 56 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
	次に、議案第 58 号について、事務局の説明を求めます。

発言者	内容
事務局	<p>それでは、議案第 58 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>駅から徒歩圏内であり、小、中学校も近いことから、建売住宅の需要が見込めるということで、今回の申請に至ったとのことです。4棟の建売の住宅を計画しております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p>
竹澤委員	<p>竹澤委員。</p> <p>58 号議案につきまして、御説明申し上げます。7月 21 日、私、中嶋農業委員さん、そして須賀推進委員さんの 3 名で現地確認いたしました。申請者と立会いの下、申請者から説明を受け、現地を確認しました。現状は夏草が生えておりますけれども、申請者が言うには、年に何回か業者を頼んで草を刈っているということで、実際に刈った後の枯れた草も出ております。周辺につきましては、住宅地となっております。道に面しております、十分道を確保できます。水はけも日当たりも良く、何ら支障はないと思いますので、よろしく御審議のほどお願いいいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 58 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、举手をお願いいたします。</p> <p>(全員举手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 58 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 59 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 4 ページを御覧ください。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 59 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>令和元年 5 月 29 日に除外された農地が、今回の申請地となります。現在、社員駐車場及び工場内の専用駐車場では足りていない現状で、一部の従業員が少し離れた有料駐車場を利用しています。工場敷地内に駐車したいという要望が強くありますが、工場敷地内に追加で専用駐車場を確保するスペースはありません。そうした経緯から、隣地である農地を転用し、駐車場敷地として利用したいため、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p>

発言者	内 容
須賀推進委員	<p>須賀委員。</p> <p>59号議案について、御説明させていただきます。私須賀と中嶋委員、竹澤委員の3人で面談及び現地確認に行きました。面談につきましては、本人ではなくて娘さんと面談しました。特に問題ないような感じでした。現地につきましては、地図を見ていただくと分かりますが、道に面しております、申請地の北側にも、既に住宅が建っているという形で、かなり宅地化が進んでいる現状だと思われます。ということで、特に問題ないものと思われますので、御審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第59号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第59号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第60号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第60号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>(譲受人)さんは現在、妻とアパート暮らしをしています。自己用住宅の建築を計画し、譲渡人である義理の父(譲渡人)さんに相談したところ、借り受けて建築ができることになったことから、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>野口委員。</p>
野口推進委員	<p>7月21日に、石澤委員、内田委員と3人で現地を確認しました。(譲渡人)さんの次女の家を建てるということで、北側と東側は、既に住宅地となっておりまして、新しく家が建っても問題はないと思われますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第60号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第60号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第61号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第61号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>

発言者	内容
事務局	<p>(譲受人)さんは現在、申請地北の借家に、婚約者とその子どもとで暮らしていますが、敷地内に車を駐車することが出来ず、駐車場を借りている状況です。申請地は、借家の目の前で、駐車場として利用できたらということで、所有者である(譲渡人)さんに同意を得ることが出来たため、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>なお、申請地の一部を進入路として利用しておりますので、今回の申請には、始末書が添付されております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p>
内田委員	<p>内田委員。</p> <p>7月21日に、石澤委員、野口委員、私とで確認してまいりました。現地は、崖の上の高いところで、地図にもありますようにわずかな面積で、申請地があれば車の乗り降りが楽だなというところで、現在は花壇が植わっているような状態です。ぜひ、駐車場として利用してもらったほうが便利でいいのではないかということで、まとまりました。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p>
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第61号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、举手をお願いいたします。</p> <p>(全員举手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第61号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第62号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第62号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>日当たりも良く太陽光発電事業に適したところで、周辺の土地も検討した結果、所有者から譲ってもらえることになり、今回の申請に至ったとのことです。また、今回の申請ですが、南側の山林部分も含めての高圧の太陽光発電となります。</p>
議長	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
内田委員	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>内田委員。</p> <p>この件は、一度4月の農業委員会の資料に提出されて、その後取下げになった件であります。4月の時に、私と石澤委員、野口委員とで現地を確認しました。すぐ近くに山林を削った太陽光を作るという計画がされておりまして、そのついでに農地のほうも作るのかなと思い、</p>

発言者	内容
	<p>その後ですね、6月16日に区長さんのところに、委員会が通ったので、近いうちに工事に入りたいという挨拶がありました。区長さんから私のほうに、委員会は通ったのかいということでしたが、まだ申請も出ていないし、そのような話はないと言えました。</p> <p>山林の近くにゴルフ場がありまして、そこで地区の花火大会が20年も続いておりますし、その他子どもたちの手作りの凧揚げ大会も20年続いております。いろいろ地区で見に行くようなところが近所にあるような場所です。そういったことでだんだんと、花火が出来なくなるのではないかとか、凧揚げは難しいのではないかとか、いろいろな声が聞こえてくるようになりました。</p> <p>区長さんにすぐに話をして、月曜日か火曜日にエコタウン課のほうに行ってもらい、話を聞いてきたところであります。それは、区長さんの対応で会社のほうにいろいろ話をもっていってくれということで、町としては、なんとも書類で整っているということで通ったそうです。今回申請が出てきたわけですが、地元でもいろいろな話が出ているのに、あれよあれよと委員会で通してしまってはまずいのではないかということで、区長さんに相談しましたら、私のほうにこれからできる青写真があるということで、区長さんから地図を借りまして、私と石澤委員、野口委員の3人で、それを見ながら現地を確認しました。これは、農地だけではなく、山林も関連した事業になっているということで、一応町にもいろいろ相談したほうが良いのではないかということで、次の日22日に、私と区長さんとで、町のほうに伺ったわけです。</p> <p>エコタウン課と今日出ていらっしゃる事務局3名の方と話をしたわけですが、書類上いろいろと不備がないということで、農業委員会としては、書類が整っていれば問題はないということでした。もう一つは、森林の問題もタッチできない。あくまで、地元で対応してほしいという感じの回答だったわけです。それでは困ったということで、エコタウン課の方から、内容証明で相手の会社に説明会を開いてもらうように申し込んだらどうだいということでした。さっそく23日に、区長さんが相手の会社のほうへ内容証明を出した段階で、まだ話は返ってきていない状況です。これは、農業委員会の農地のほうは問題ないかもしれません、全体的なことを考えると、いろいろ地区としてもどう対応したらよいか困っているような状況です。先輩の方々もいらっしゃるので、御意見を聞かせてもらえればと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>いろいろと地域の問題を含んだ事案だと、今の説明で受け取れるのですが、地元の3人の委員さんは地元をよく見ているという状況で、対応の仕方の感じが受け取れると思いますが、他の方は、図面上ですので、なかなか現場の状況がよくわからないところもあるのではないかかなと思います。例えば一つの方法として、皆さんのが共通の理解を得ていただくためにも、現地を視察するという方法もあるかなと思っており、提案しますが、いかがでしょうか。後の予定もありますが、慎重に審議すべきだなと思いますが、いかがでしょうか。</p>
柴崎推進委員 議長	<p>ちょっとといいでですか。</p> <p>柴崎委員。</p>
柴崎推進委員	<p>意見としていいですか。複雑なような話なので、内容証明というのが、区長さんから会社の代表取締役に送付されているということになると、ある程度の法的にもいろいろ絡んでくると思います。意見としてですが、内容証明の回答を得て、地元で説明を求めるということ</p>

発言者	内容
柴崎推進委員	意見としていいですか。複雑なような話なので、内容証明というのが、区長さんから会社の代表取締役に送付されているということになると、ある程度の法的にもいろいろ絡んでくると思います。意見としてですが、内容証明の回答を得て、地元で説明を求めるということでしょうから、現地を見させてもらうのもいいことなのですが、そこらへんも含んで審議をしていただいたほうが良いかなと思います。
内田委員 議長	ちょっとといいですか。 内田委員。
内田委員	地元に事務的な手続きや土地のまとめのようなことをしている人がいるので、内容証明を送るのに、先にその人に断りに行ったそうです。こういうことで出しますからということですね。そうしたら、おかしいなど。1万m <sup>3</sup> か千キロワット以下かのときは、現地で説明会をする必要はないんだけれどなどと、ちらっと言ったんですけどね。いずれにせよ、内容証明を出したので、話は来ると思うんですよね。それと、その時にですね、太陽光設置に関するガイドラインというものを、おととい役場でもらったんですが、これにも出ているんですよね。第5条の中に、設置者が大規模発電を設置しようとする場合は、地元の要望、意見等に対して、書面で回答するとか話し合いを持ってくださいとか。あと届出書にも、それを添付して届けるというのがあるんですよね。主に県で、寄居町で対応するというのはあまりないと思うのですが、あとは、火薬等花火を上げることに対して、一定の距離を置くこともあるんですね。そういうことが出ているんだから、町としても、ただ地区の人の区長さんとかに任せるだけじゃなくて、対応しなくてはいけないんじゃないかなと思うわけです。
石澤委員 議長	よろしいでしょうか。 石澤委員。
石澤委員	私も地元の委員の一人として、現地を見させていただきました。今、議長がおっしゃるように、この案件は1回取下げて、また出てきた案件です。表面上は、3か所ですが、区長さんからいただいた開発計画を見ますと、周辺の山林まで相当な面積の開発を予定する場所があります。当該3か所の隣地の方も反対をしているとか、この道路は通さないとか、また、地域でのいろいろなコミュニティー諸活動の隣地でもあることから、私は、慎重に対応したほうが良いのではないかという意見でございます。先ほど内田委員からもお話をとおり、あたかも開発者は、農業委員会は通ったと、ついでどんどん進めるがごとく、利用されているような気もなしてないので、やはり、開発にあたって、全体の計画のことも十分考えながら、先ほど提案があった現地調査もして、慎重に対応していただきたいという意見でございます。よろしくお願ひいたします。
議長	どうですか、暫時休憩して、代表者に集まっていたいで、方向性を考えたいと思っていりますが。地元の3人の委員と荒川を挟んで、川から北で1人、南から1人で、協議を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。
新井委員 議長	いいでしょうか。 新井委員。
新井委員	結局どうしますか、と言われたときに、挙手して賛成というようなことになるわけですが、地元の3人の方が良いお話を持ってこないところで、見てない私たちが賛成の手は上げられないような気持ちがするんですけども、それが私の意見です。

発言者	内 容
中嶋委員	はい。
議長	中嶋委員。
中嶋委員	先ほどから、いろいろと問題視されているようあります。そういったことで、議長が提案されているような形をとっていただいて、それで現地を何人ですか、全員ですかどうか、決定してもらうのがよろしいのではないでしょうか。私は、そう思います。
議長	それでは、代表者に集まっていたので、別室で相談して、今後の協議の進め方を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
全委員	はい。
議長	男衾地区の5人と、川北から柴崎徹委員、川南から中嶋委員、でよろしいでしょうか。
全委員	はい。
議長	それでは、別室で協議願いたいと思います。
	暫時休憩いたします。
	(暫時休憩：対象委員が第1委員会室へ)
	(協議後、対象委員が入室)
議長	それでは、再開いたします。ただいま、担当地域の方、川北と川南の両方とで相談いたしました。まずは、現地を視察して、その後に意見を出し合って結論を付けていくという方向性でありますので、現地視察ということで御協力をお願ひいたします。
	暫時休憩いたします。
	(暫時休憩：現地視察へ)
	(現地視察後、全委員が入室)
議長	それでは、再開いたします。
	ただいま、現地の視察ということで、御協力いただきましてありがとうございました。この議案第62号につきましては、視察をした中で、また御意見を伺いたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。
石澤委員	はい。
議長	石澤委員。
石澤委員	別室で事前打ち合わせした際にも申し上げましたが、事務局の説明のとおり、62号議案につきましては、農地法上の許可要件に関して、特に問題はないという事務局の説明のとおりだと思っております。従いまして、今日我々が現地調査し、さらには内田委員からのお話のように、地元との苦情というのでしょうか、コミュニティーとの関わりといったことから、内容証明付きの文書を開発事業者にお出し頂いているということですので、許可相当だけれども、やはり農業委員会として現地視察の結果、そういった地元とのコミュニケーション、または、町の太陽光発電に伴うガイドライン、これに基づく適正な対応をすべきであるという意見であり、県への意見書に付記して出せるのであれば、そういった形で進めていったらどうかなと思う次第であります。
議長	ありがとうございます。
	他にありましたらお願ひいたします。
小和瀬委員	今回こういった案件が出てきたわけですが、どこまで農業委員会が踏み込めるのかというのが一つ論点で、これを教本にしなくてはいけないし、また、許可、不許可とした場合に、

発言者	内容
	どんなふうになるかというのは予測不能だと思うので、書類的にはいいということで、石澤委員が言ったとおり、またよく詰めていただいて、農業委員会として反対するというのもいかがなものかなと気がします。
議長	他にありましたらお願ひいたします。
内田委員	はい。
議長	内田委員。
内田委員	貴重な日でありながら遅れてしまい申し訳ないです。皆さんに意見を出してもらったとおり、ぜひ地元との説明会だけは開けるようなことでお願いしたいということが一つで、それと同時に、これからこのような問題があると思うのですけれども、もう少し詳しい資料とかを、もっと早く地元の委員だけには説明していただければ、もう少し早い対応ができるのではないかと思いますので、ぜひその辺のところも、今後のために御検討いただければと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。
議長	色々な意見が出まして、農地法の範囲内では、書類が整っている以上はしかたがないだろうと。しかしながら、内容的には、非常に地元に不安をあたえるような要件でありますので、特記事項としてできるだけのことを記述をして、許可という方向性かなと感じております。
	他に御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 62 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いいたします。
	(全員举手)
議長	全員賛成ですので、議案第 62 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。ただし、特記事項として、今まで出ている意見を付け加えて許可したということを明記していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
事務局	承知いたしました。
議長	続きまして、日程第 5、議案第 63 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてですが、新井一弘委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。
	(新井委員 退席)
議長	それでは、議案第 63 号につきまして、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 5 ページを御覧ください。
	農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。
	この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。
	また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるのですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。

発言者	内容
	<p>それでは、議案第 63 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)以下 3 人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)以下 6 人です。</p> <p>合計 17 筆で、8,944 m<sup>2</sup>、そのうち、田が 0 筆、畑が 17 筆で 8,944 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>なお、御決定を頂きました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p> <p>議案第 63 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 63 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p>(新井委員 着席)</p>
議長	<p>続きまして、日程第 6、議案第 64 号、農用地利用配分計画の案について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 64 号につきまして、御説明させていただきます。議案書の 6 ページから 7 ページを御覧ください。</p> <p>農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくものでございまして、同法の第 19 条に基づき、農地中間管理機構がこの農用地利用配分計画案の作成するにあたり、町が協力する場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものでございます。</p> <p>農地中間管理事業につきましては、平成 26 年度から始まった事業で、農地中間管理機構、埼玉県の場合は、埼玉県農林公社になりますけれども、この農地中間管理機構が農地の貸付希望者を募集して、農地を借受けます。農地中間管理機構が借受けた農地は、地域で農地の借受けを希望する方を公募し、応募した方の中から適切な貸付相手方を選定したうえで、認定農業者等扱い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸付けを行うという事業でございます。</p> <p>寄居町における農地中間管理事業の推進につきましては、男衾の旧塚田土地改良区内と花園橋下の男衾の下耕地地区、また、小園地区の 3 地区で行っており、農地中間管理機構、県、町の 3 者で実施しております。</p> <p>先ほど御審議をいただきました、議案第 63 号の農用地利用集積計画の整理番号 10 から 13 で、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が借り受けました。その借受けた農地を借受け希望者に貸し付けるのが、この農用地利用配分計画でございます。今回の対象は、全て下耕地地区によるものとなります。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>該当農地につきましては、次の 7 ページを御覧ください。地図におきまして、水色で塗りつぶしてある部分が該当農地となります。(賃借権の設定等を受ける者の名称)と(賃借権の設定等を受ける者の名称)に配分予定です。全体では、田 2 筆、1,455 m<sup>2</sup>、畑 28 筆、45,856</p>

発言者	内容
	<p>m<sup>2</sup>。合計では、47,311 m<sup>2</sup>で、集積率は17.28%です。</p> <p>なお、御承認を頂きました後に、町から農地中間管理機構に、この配分計画の案を送付いたしまして、その後農地中間管理機構内の決定を経て、県知事が認可・公告を行うという流れとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p> <p>議案第64号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第64号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p>以上で全ての議案審議が終了しました。</p> <p>委員さんから、何かありますか。</p> <p>(委員からなしの声)</p>
議長 事務局長	<p>事務局から、何かありますか。</p> <p>事務局から1点、御連絡をいたします。</p> <p>次回の総会ですが、8月26日月曜日の午後1時30分からでお願いいたします。繰り返します。8月26日月曜日の午後1時30分からでお願いいたします。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは他に無いようですので、令和元年第7回総会を閉会いたします。</p> <p>御協力ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>(起立・礼・着席の発声)</p>

発言者

内 容

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和元年7月25日

議長

室 因 重 雄

委員

(中 島 安 男)

委員

川 田 幸 三